

平成20年9月2日

## 障害者施策推進課長会議への配布資料

全国特別支援教育推進連盟  
理事長 三浦 和

### 1. 特別支援教育コーディネーターの定数配置化を。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援のため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校等において整備をすすめていくうち特に今後とも重点的に整備するものとして、標記のことが挙げられる。

新たな「重点施策実施5か年計画」で、特別支援教育コーディネーターの指名を、幼稚園では18年の29.4%→70%[24年]、高等学校では18年の18.5%→70%(24年)へと数値目標を高めている。

また、到達度の高い特別支援学校や小学校・中学校では、この定数配置化を望む声が強い。

### 2. 障害のある児児童生徒と障害のない児児童生徒との相互理解を深める施策の一層の促進を。

内閣府においては、「共生社会を目指した障害者理解の推進」と唱っている。また、平成16年改正の障害者基本法第14条第3項では「交流及び共同学習の積極的な推進」が規定されている。さらに、新学習指導要領が小学校・中学校について告示をみたが、今回は、その「総則」にまで「交流及び共同学習」の規定がこれまでおり、これを受けて秋口に告示予定の特別支援学校学習指導要領により明確な内容が盛り込まれるものと期待している。教育の分野では、

これまでにも「交流及び共同学習」については、指導資料集が刊行されたり、当連盟でも平成18年度に「よりよい理解のために交流及び共同学習事例集」を文部科学省の委嘱を受け刊行したことであるが、学習指導要領が出版された

ところで、これまで以上の推進が図られるものと考える。

関連して、都県では、「副籍」「支援籍」「副学籍」等の仕組みを設定し、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住している地域の、小・中学校を地域指定校とし、それに副次的に籍を置き、障害の状態や教育的なニーズに応じ、諸連絡を受けたり通級もするというようなすすめ方をしている例もある。また最近は、「学校間交流や「地域交流」から、「居住地校交流」という生育歴・生活圏域の個別の交流の機会を設けていく例が増加してきている。

このことからも、交流及び共同学習の機会の拡充と特別支援教育の普及啓発の一層の推進が望まれる。

### 3. 特別支援学校に在籍する子どもの障害の重度・重複化への一層のきめ細かな対応を。

障害の重度・重複化に伴って、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、その対応がさらに求められてきている。よく知のように、このことについて文部科学省と厚生労働省が連携を図りつつ、これまで「義務学校における医療的ケア体制整備事業」を実施し、義務学校における医療的ケア体制の整備をすみ立てた。また、「盲・聾・義務学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年)が出て、一定の条件のもと、教員と看護師とが連携のもと、たんの吸引、経管栄養、導尿の行為が許容されるまでになつた。そして、相応の医療的ケア支援体制が組まれたが、その結果、看護師の増員配置を望む声や、さらなる周辺機関への要望等も高まってきた状況にある。実状を踏み入り 特別支援学校が安定した教育活動の実施が持続するような対応をめたい。

なお、特別支援学校に配置されている看護師は、都道府県によってまちまちであり、配置方式も常勤・非常勤で“あつたりするので”検討を加えていただきたい。

#### 4. 特別支援学校等への就学に関すること

「障害者の権利条約」のヒ准ともからみつつ、障害児の就学や相談について、どのような対応をするのか検討を重ねなければならない。

平成14年度から「認定就学制度」が開始されたが、この制度は、特別支援学校に就学しうる程度の障害がある児童について、小学校において学習できると市町村が判断した場合には市町村立の小学校に就学することができる制度であるが、この制度がこれまで妥当であるのかどうか、保護者が就学決定に際し意見を述べる機会を設けることと「認定」がどのような関係にあるのかなど検討を十分にすることが必要である。

#### 5. 保護者の方々の強い要望は、学校及び教職員の「専門性の確保と充実」だが。

当連盟の大会や協議会で異口同音が“専門性”である。また、免許状取得の都道府県の割合を平成24年より前例(15の県で)に対する努力が必要ではないか。(1年で)

#### 6. 「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」の業務統続

平成20年度から「茨城障害教育情報センター」開設方向のわが国唯一の特別支援教育研究ナショナルセンターの存続を願う。

#### 7. 乳幼児期から学齢期までを見通す「就学支援計画」の設定を。

## とネットワークの確立を。

保護者に対する子育て相談・支援や、就学支援計画の作成や、これに基づいた関係機関相互の役割の確立、就学相談スケジュールのきめ細かさなど、それを“その効果ある機能の發揮”によって、適切な就学上の整備を提供する。

保護者が障害のある子ども、初期のライフステージについて見通しが持てるようとする。いわゆるとしても、今後は、乳幼児期・学齢期の保護者の“心のケア”に關心を示し、相談の一環に応じて適切な相談ができるよう、相談システム上の関係機関の整備・活用とサイクロシステム等の配置を図ること。

また、ITを活用し、先進的な家庭教育の支援策など、より迅速で効果的な継続性のある家庭教育支援・相談の窓口など、相談支援手法の開発と、その普及を図る必要がある。5

6

## 8. 家庭への支援である「特別支援教育就学奨費」の支給法の現状の堅持を。

障害のある子ども達の教育機会の確保からも、特別支援学校等への就学の、保護者の経済的負担を軽減することは必要な措置である。今後とも、必要経費である教材用図書販入費、学校給食費、交通費、寄宿舎入舎の経費、修学旅行費、学用品販入費等を、保護者の経済的負担の能力に応じ、全部又は一部を助成することを従来通りとする。

## 9. 保護者同志の交流の促進を。(「障害児支援の見直しに關する検討会」報告書にもある)

7